

訂正票

TIS 2493 PART 1-2554 工業製品規格 電子レンジ用食品収納プラスチック容器 パート 1
再加熱用

4 ページの 1 行目を「表 2 プラスチック金属」から「表 2 プラスチック内の金属」に
訂正する。

2012 年 4 月



工業製品規格

THAI INDUSTRIAL STANDARD

TIS 2493 PART 1-2554

電子レンジ用食品収納プラスチック容器

パート 1 再加熱用

PLASTIC FOOD CONTAINERS FOR MICROWAVE OVEN
PART 1 FOR REHEATING

工業製品規格事務局

工業省

ICS 67.250 ; 83.140.99

ISBN 978-616-231-096-6

工業製品規格

電子レンジ用食品収納プラスチック容器

パート 1 再加熱用

TIS 2493 PART 1-2554

工業製品規格事務局

工業省 10400 バンコク都ラーマ 6 世通り

TEL 0 2202 3300

(注 1) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、**JETRO Bangkok** が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、**JETRO** は責任を負うことができませんのでご了承ください。

(注 2) 原典については下記をご覧ください。

[TIS-2493-1-2554m.pdf \(tisi.go.th\)](#)

官報一般公報編第 128 号特別章 106D 2011 年 9 月 15 日にて公示

技術委員会第 153 分科会
食品収納用プラスチック製容器の規格

委員長

準教授 パンティパー・チャンタワット博士 チュラーロンコーン大学理学部

委員

MRS.スマーリー・タンピタヤクン	科学サービス局
MRS.ウマー・ボリブーン	医学局
MISS サーユット・プラサアートウィット	食品・医薬品委員会事務局
MISS ワールニー・セーンスパ	
MR. サッキー・セーンスパ	THAI PACKAGING CENTRE
スポット・プラティープティントーン博士	タイ科学技術研究所
MR. ナロンチャイ・ピスットパンヤー	タイ工業連盟
MR. ピヤ・サワッディー	PREPACK THAILAND CO., LTD.
MR. スラチャイ・イムウィライ	PIONEER INDUSTRIAL CO., LTD.
MR. YASUJI MORI	TOYO SEIKAN KAISHA CO., LTD.
ヤオワラック・ラタナポーナーワーリーサクン 博士	

委員兼書記

MRS. カンニカー・トープラサアートボン 工業製品規格事務局

委員兼書記補佐

MR. アーシラワット・ポーティパン 工業製品規格事務局

(2)

今日、電子レンジで使用する食品再加熱用プラスチック容器の利用は広範囲に及んでいる。したがって、消費者の安全のため、そしてこの種の工業における品質向上を促すために、工業製品規格「電子レンジ用食品収納プラスチック容器 パート 1 再加熱用」を定めることにした。

本工業製品規格は、メーカー、ユーザーからの情報、及び以下の文書に依拠し、それらを指針として制定している。

JIS S 2029 : 2002 Plastics table wares

(Reaffirmed 2007)

TIS 619-2529 感圧粘着紙テープ

TIS 656-2529 食品用プラスチック製品の分析方法

TIS 1310-2538 リサイクルプラスチックに対する記号

TIS 1845-2542 家庭用、及びそれに類する用途の電化製品の安全性

TIS 1773-2548 家庭用電子レンジ 安全性面のみ

保健省告示(第 295 号)2005 年、件名「プラスチック製収納容器の品質又は規格の規定」

The Japanese Pharmacopoeia XV Revision, Official from October 1, 2007

工業製品規格委員会が本規格を審査した結果、1968 年工業製品規格法の第 15 条に基づき大臣に提案し告示することが適切であると判断した。

(3)



1968年工業製品規格法に基づき公布する

工業省告示

第 4355 号(2011 年)

件名 工業製品規格

「電子レンジ用食品収納プラスチック容器 パート 1 再加熱用」の制定

1968 年工業製品規格法の第 15 条の権限に基づき、工業大臣は、工業製品規格「電子レンジ用食品収納プラスチック容器 パート 1 再加熱用 規格番号 TIS 2493 PART 1-2554」を制定する告示を公布する。詳細は本告示の末尾に記す通りである。

なお、官報公示日をもって施行する。

2011 年 6 月 20 日告示

チャイウティ・バンナワット

工業大臣

(5)

工業製品規格

電子レンジ用食品収納プラスチック容器

パート 1 再加熱用

1. 適用範囲

- 1.1 本工業製品規格は、電子レンジ内で加熱する食品と直接接触する必要がある、かつ100℃以上の温度耐性を持つ必要のある、蓋を含むプラスチック容器を対象とする。これらを本規格において以下「プラスチック容器」と呼ぶ。
- 1.2 本規格は、電子レンジ内での調理に使用するプラスチック容器、及び電子レンジ内で食品を一回のみ加熱するのに使用するプラスチック容器、ならびに工業製品規格として告示・制定されているプラスチック容器及び/又は用具を対象としない。

2. 種類及び略称

- 2.1 プラスチック容器は、製造用プラスチックの種類に応じて4種類に分類され、各種類について以下の略称を用いる。

種類	略称
ポリプロピレン(polypropylene)	PP
ポリエチレンテレフタレート poly(ethylene terephthalate)	PET
ポリメチルメタクリレート(poly(methyl methacrylate))	PMMA
ポリメチルペンテン(poly(methyl pentene))	PMP

3. 原料

プラスチック容器を作る原料は以下に従うこと。

3.1 樹脂

未使用樹脂(virgin resin)で、食品接触品質等級(food contact grade)に該当すること。かつ、電子レンジ内での使用に適した種類であること。廃材(scrap)を混合する場合は、その製造工程内に残留するものに限り使用を認める。

製造者は、工業製品規格事務局が容認する研究所又は機関を通じて品質又は分析結果を立証するか、又は証明書を提示すること。

TIS 2493 PART 1-2554

3.2 製造用原料

TIS 656に基づく分析ラベル表示に従う、ポリプロピレン、ポリエチレンテレフタレート、ポリメチルメタクリレート、及びポリメチルペンテンであること。

4. 要求特性

4.1 一般特性

4.1.1 清潔で、外観が異常である又ははっきりした疵が見えるなどの欠陥がないこと。

4.1.2 蓋の場合は、密閉可能で、かつ使用形態に適していること。

容器本体と蓋との間に留め具がある場合は、適切で、使用の妨げにならず、十分な堅牢性があること、かつ電子レンジ内の熱さに耐性のある原料で製造すること。

4.1.3 対称的な位置にある点、又は同一の形態及びレベルにある様々な点におけるプラスチック容器の厚さが均一であること。非対称のプラスチック容器の場合は、厚さの比率が適切であること。

試験は目視検査により行うこと。

4.2 使用面の特性

4.2.1 電子レンジ内での使用

8.2 項に従い試験した場合に、使用に悪影響を与える恐れのあるような異常がなく、火花やその他の異常が生じないこと。また 8.6 項に従った臭い及び味の試験を実施した場合に望ましくない臭いがせず、かつ水の味が元の味から変化しないこと。

4.2.2 耐熱性

100°C以上の温度耐性を持つこと。また、8.3 項に従い試験した場合に、歪みや皺など使用に悪影響を与える恐れのあるような異常がないこと。

4.2.3 耐衝撃性

8.4 項に従い試験した場合に、裂けず、割れないこと。

4.2.4 使用耐久性

8.5 項に従い試験した場合に、使用に悪影響を与える恐れのあるような異常がないこと。変色の場合は、グレースケール3級以上であること。かつ、続けて8.4 項に従った耐衝撃性試験を行った場合に、プラスチック容器が裂けず、割れないこと。

4.2.5 臭い及び味

8.6 項に従い試験した場合に、望ましくない臭いがせず、かつ水の味が元の味から変化しないこと。

4.2.6 留め具（もしあれば）

8.7 項に従い試験した場合に、裂けたり折れたりせず、使用に悪影響を与える恐れのあるような異常がないこと。

4.3 安全面の特性

4.3.1 色素

4.3.1.1 プリント用色素(もしあれば)及びプラスチック配合色素

安全で、健康に害のない食品接触品質等級に該当する色素であること。
製造者は、工業製品規格事務局が容認する研究所又は機関を通じて品質又は分析結果を立証するか、又は証明書を提示すること。

4.3.1.2 プリント用色素の耐久性(もしあれば)

8.8 項に従い試験した場合に、プリント用色素が脱落して感圧粘着紙テープに付着しないこと。

4.3.2 溶け出てくるプラスチック配合色素

8.9 項に従い試験した場合に、得られた溶液の色がキャリブレーション溶液よりも濃くないこと。

4.3.3 溶け出てくる物質の量

表 1 に定める基準以下であること。

4.3.4 プラスチック内の金属

表 2 に定める基準以下であること。

分析は TIS 656 に従い行うこと。

表 1 溶け出てくる物質の量
(4.3.3 項)

項番	試験	抽出用溶媒	上限基準 ミリグラム/立方デシメートル				試験方法
			種類				
			PP	PET	PMMA	PMP	
1	反応に用いる過マンガン酸カリウム	蒸留水	10	10	10	10	TIS 656
2	蒸発残留物	4 容量パーセント濃度の酢酸溶液	30	30	30	30	
		蒸留水	30	30	30	30	
		20 容量パーセント濃度のエタノール溶液	30	30	30	30	
		ノルマルヘプタン	30	30	30	120	
3	重金属(鉛換算)	4 容量パーセント濃度の酢酸溶液	1	1	1	1	
4	アンチモン		-	0.05	-	-	
5	ゲルマニウム		-	0.1	-	-	
6	メタクリル酸メチル	20 容量パーセント濃度のエタノール溶液	-	-	15	-	8.10 項

表2 プラスチック金属
(4.3.4 項)

項番	特性	上限基準 ミリグラム/キログラム			
		種類			
		PP	PET	PMMA	PMP
1	鉛	100	100	100	100
2	カドミウム	100	100	100	100

5. パッキング

5.1 適切、清潔、丈夫で、輸送又は保管中に引っかき傷、亀裂、変形又は破裂を生じさせないように保護する材料で、パッケージ内にプラスチック容器をパッキング又は包装すること。

6. マーク及びラベル

6.1 各プラスチック容器用収納容器、又は各プラスチック容器用包装材料に、場合に応じて、数字、文字、又はマークで、少なくとも以下の詳細を容易に、かつはっきりと見えるように記すこと。

- (1) 本規格に基づく製品名、又は本規格に基づく製品であることを意味する別名
- (2) 種類。TIS 1310 に基づき、プラスチックの特性を表示すること。容器本体及び蓋（もしあれば）の上に、プラスチック表面から浮き上がらせるか又は表面下に彫り込むこと。
- (3) 場合に応じて、ミリメートル若しくはセンチメートルによる寸法、又は（もしあれば）立方ミリメートル、立方センチメートル若しくはリットル単位による容量
- (4) 数量
- (5) 摂氏温度による最低使用温度及び最高使用温度。容器本体及び蓋（もしあれば）の上に、プラスチック表面から浮き上がらせるか又は表面下に彫り込むこと。
- (6) 「炎のそばに置かないこと」などの警告を示す文言又はマーク。
- (7) 「元の形状や色から変化が見られた場合は、使用を中止する」などの使用上のアドバイス。
- (8) 安全に、かつ健康に害を及ぼさずに、食品に接触できることを示す記号。付属書 B に示す形態及び比率で、容器の本体にプラスチック表面から浮き上がらせるか又は表面下に彫り込んで表示すること。
備考 付属書 B に記す記号に適用する寸法又は色に制約はない。
- (9) 製造年月及び製造ロットコード
- (10) 製造者名若しくは製造工場名、又は登録商標
外国語も併記する場合は、上記に規定するタイ語の意味と一致すること。

7. サンプリング及び判定基準

7.1 サンプリング及び判定基準については、付属書 A に従うこと。

8. 試験

8.1 一般要求事項

- 8.1.1 本規格において定める試験方法、又は同等の結果をもたらす他の方法を用いること。
議論になった場合は、本規格において定める方法を用いること。
- 8.1.2 別途規定される場合を除き、使用する蒸留水及び化学物質は、分析に用いるのに適した高純度のものであること。

8.2 電子レンジ内での使用試験

8.2.1 ツール

- 8.2.1.1 電子レンジ：TIS 1845、又は TIS 1773-2548。電力 500 ワット、600 ワット、1,000 ワット、2,000 ワットのいずれか。

8.2.2 標本の準備

蓋及び留め具（もしあれば）を含む標本プラスチック容器全体を試験標本として使用すること。蓋の場合は、製造者のアドバイスに従うこと。

8.2.3 試験方法

- 8.2.3.1 標本（8.2.2 項）を電子レンジ内に置き、電力 500 ワットから 2,000 ワットの間で、表 3 に定める時間に従って加熱する。標本の外観形状、蓋及び留め具（もしあれば）を含めて火花やその他の異常を観察することで、試験の間、標本の目視検査を行う。その後、電子レンジから取り出す。
- 8.2.3.2 電子レンジ及び標本を温度が $(23 \pm 5)^\circ\text{C}$ になるまで冷ましておき、その後、8.2.3.1 項に従ってあと 2 回繰り返す。毎回、同様に目視検査を行うこと。
- 8.2.3.3 その後、試験済の標本を用いて 8.6 項に従って臭い及び味の試験を行い、再度目視検査を行う。

表 3 加熱時間
(8.2.3.1 項)

電力 ワット	時間 分
2,000	1.0
1,000	2.0
600	3.5
500	4.0

8.3 耐熱性試験

8.3.1 ツール

8.3.1.1 使用温度を±2℃まで制御できる空気循環型オープン

8.3.1.2 適切で表面が滑らかで、寸法が若干標本より大きく、標本の重量を受け止めるのに十分な厚みがある耐熱シート

8.3.2 標本の準備

蓋及び留め具（もしあれば）を含む標本プラスチック容器全体を試験標本として使用すること。蓋の場合は、製造者のアドバイスに従うこと。標本を(23±5)℃で2時間以上保存する。

8.3.3 試験方法

耐熱シートの中央に標本（8.3.2 項）を置き、空気循環型オープンに入れて温度をラベルの表示に従った最大温度に設定し、1時間おく。取り出して温度が(23±5)℃になるまで30分ほど冷ましてから目視検査を行う。

8.4 耐衝撃性試験

8.4.1 ツール

8.4.1.1 厚さ3センチ以上のテン、ラン、Burmese Rosewood、Xylia Woodなどの硬質の木板、又は同等の硬度を持つ他の素材

8.4.1.2 直径19ミリメートル、密度7.6～7.9グラム/立方センチメートルの、表面が滑らかな鋼球

8.4.2 標本の準備

蓋及び留め具（もしあれば）を含む標本プラスチック容器全体を試験標本として使用すること。標本を(23±5)℃で2時間以上保存する。

8.4.3 試験方法

(23±5)℃で、コンクリート床の上に水平に置いた木板上に、標本又は（蓋がある場合は）容器の上で蓋を閉めて引っくり返して置き、場合に応じて容器の底、又は蓋の中央付近に表4の規定に従った高さの範囲から鋼球を垂直に落下させる。それから目視検査する。

表 4 高さの範囲
(8.4.3 項)

単位：センチメートル

プラスチック容器 の底又は蓋の形状	高さの範囲
円形 内径	20±2
－ 6 未満	30±1
－ 6 以上	
矩形又は長円形 長径側の寸法	20±2
－ 6 未満	30±1
－ 6 以上	

8.5 使用耐久性試験

8.5.1 ツール

8.5.1.1 8.2.1.1 項と同一の電子レンジ。

8.5.1.2 使用温度を±3℃まで制御できるクリオスタット(cryostat)。

8.5.1.3 K タイプ又は J タイプのサーモカップル式デジタル温度計

8.5.2 JP 等級(JP grade)に従ったオリーブオイル、又は以下の特性を有する同等品質のその他のオリーブオイル。

- 相対密度 0.908～0.914
- 酸度 1.0 以下
- 鹼化価 186～194
- 不鹸化物(unsaponifiable matters) 1.5%以下

- ヨウ素価 79～88

8.5.3 試験方法

8.5.3.1 定格容量*の 50%ほどのオリーブオイル (8.5.2 項) を標本に入れる。

8.5.3.2 電子レンジ (8.5.1.1 項) に入れ、ラベルの記載に従った最高使用温度まで加熱する。

8.5.3.3 電子レンジから取り出して、ラベルの記載に従った最低使用温度のクリオスタットに直ちに入れ、オリーブオイルの温度が最低使用温度に下がるまで置いておく。

8.5.3.4 8.5.3.2 項及び 8.5.3.3 項に従って、継続して合計 5 回繰り返し実施し目視検査する。

8.5.3.5 その後、標本を用いて 8.4 項に従って耐衝撃性試験を行い再度目視検査を行う。

備考 *プラスチック容器内に収納する食品の最大容積を指す。

TIS 2493 PART 1-2554

8.6 臭い及び味の試験

8.6.1 溶液

0.05 重量パーセント濃度のドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム溶液

8.6.2 検査チーム

プラスチック容器の臭い及び味の検査を行う専門家 5 名により編成し、各自が独立に検査し、自由に意見を述べる。

8.6.3 判定基準

検査チームの中で 3 名以上が一致する意見を採用すること。

8.6.4 試験方法

8.6.4.1 標本をドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム溶液で 30 秒以上洗浄しながら揺すり、蒸留水でさらに 2 回洗浄して、蒸留水を捨てる。その後直ちに、定格容量*の 80%ほどの沸騰した蒸留水を標本容器に入れて蓋を閉め（蓋のない場合は、時計皿又は適切かつ試験に影響を与えない他の蓋を用いること）、5 分間放置してから、検査チームが蓋を開け、直ちに臭いをかぐ。その後、直ちに蓋を閉める。

8.6.4.2 温度が(25±2)°Cになるまで更に放置し、蓋を開けたら検査チームが標本容器内の水の味を検査して試験を経ていない水と比較する。

備考 *プラスチック容器内に収納する食品の最大容積を指す。

8.7 留め具の試験（もしあれば）

8.7.1 試験方法

留め具付きの標本を実際の使用形態で試験する。留め具を 500 回開閉して目視検査する。

8.8 プリント用色素の耐久性試験（もしあれば）

8.8.1 器具

TIS 619 に基づく感圧粘着紙テープ、又は同等の品質を持つ他の粘着紙

8.8.2 試験方法

感圧粘着紙テープを標本上のプリントされている部分に貼り、すぐに直角に引き剥がす。それから感圧粘着紙テープを目視検査する。

8.9 プラスチック配合色素の溶出試験

8.9.1 ツール

8.9.1.1 (60±2)°C及び(95±2)°Cに温度制御できる温水槽又はインキュベーター

8.9.1.2 容量 100 立方センチメートルのネスラー管

8.9.2 化学物質及び溶液

8.9.2.1 蒸留水

8.9.2.2 4 容量パーセント濃度の酢酸溶液

8.9.2.3 20 容量パーセント濃度のエタノール溶液

8.9.2.4 ノルマルヘプタン

8.9.3 標本溶液の準備

8.9.3.1 蒸留水又は 4 容量パーセント濃度の酢酸溶液で抽出する場合

乾いており、清潔で、埃が付着していない標本の場合に応じて(95±2)°Cの蒸留水又は酢酸溶液に入れる又は浸す。なお、使用する溶液に対する接触表面積を 2 立方センチメートル当たり 1 平方センチメートルとする。これを(95±2)°Cの温水槽又はインキュベーター内に入れ、30 分間放置した後、得られた溶液をビーカーに移し変える。

8.9.3.2 20 容量パーセント濃度のエタノール溶液で抽出する場合

乾いており、清潔で、埃が付着していない標本を(60±2)°Cのエタノール溶液に入れる又は浸す。なお、使用する溶液に対する接触表面積を 2 立方センチメートル当たり 1 平方センチメートルとする。これを(60±2)°Cの温水槽又はインキュベーター内に入れ、30 分間放置した後、得られた溶液をビーカーに移し変える。

8.9.3.3 ノルマルヘプタンで抽出する場合

乾いており、清潔で、埃が付着していない標本を(25±2)°Cのノルマルヘプタンに入れる又は浸す。なお、使用する溶液に対する接触表面積を 2 立方センチメートル当たり 1 平方センチメートルとする。(25±2)°Cに設定して 60 分間放置した後、得られた溶液をビーカーに移し変える。

8.9.4 ブランク溶液の準備

場合に応じて標本溶液と同様に準備する。ただし、標本を入れる必要はない。

8.9.5 試験方法

8.9.3 項に従って準備した各場合の標本溶液をピペットで 100 立方センチメートルほど吸い取り、ネスラー管に入れる。ネスラー管を白色の面上に置き、標本溶液の色と 8.9.4 項に従って準備した各場合のブランク溶液を上から見て比較する。

8.10 メタクリル酸メチル分析

8.10.1 ツール

8.10.1.1 以下のような状態の、ガスクロマトグラフ装置

- (1) ケイ酸塩の柱状結晶。サイズは内径 0.32 ミリメートル、長さ 30 メートル。ジメチルシロキサンで厚さ 5 マイクロメートルのコーティングがされている。
- (2) 柱状結晶の開始温度は 120°C で、当該温度を 1 分間維持する。その後、170°C に達するまで 1 分につき 5°C ずつ温度を上げる。

TIS 2493 PART 1-2554

- (3) キャリアガス。メタクリル酸メチルが5分以内に排出されるよう、窒素ガス又はヘリウムガスを使用して、流速を調節する。
- (4) 温度 200℃付近で検出する水素炎イオン化型検出器。測定時の感度が最大となるよう水素及び空気の流量を調節する。
- (5) 柱状結晶に注入する溶液の温度は 200℃。

8.10.1.2 (60±2)℃の範囲で温度制御できる温水槽

8.10.2 化学物質、溶液及びその準備方法

8.10.2.1 20 容量パーセント濃度のエタノール溶液

8.10.2.2 メタクリル酸メチル標準溶液 1,500 ミリグラム/立方デシメートル

メタクリル酸メチル（純度 99%以上）を質量確度 0.0001 ミリグラムで 1.5 グラム計量する。容積 1,000 立方センチメートルのガラス瓶に入れ、20 容量パーセント濃度のエタノールの中で溶かす。その後、容積ラインまで 20 容量パーセント濃度のエタノールを追加する。

8.10.2.3 メタクリル酸メチル標準溶液 15 ミリグラム/立方デシメートル

8.10.2.2 項のメタクリル酸メチル標準溶液をピペットで 1 立方センチメートル吸い取り、容積 100 立方センチメートルのガラス瓶に入れる。その後、容積ラインまで 20 容量パーセント濃度のエタノールを追加する。

8.10.3 試料の準備

収納可能で、容量が 500 立方センチメートル以下の標本の場合は、標本プラスチック容器のユニット全体を試料として用いること。収納不可能であるか、又は容量が 500 立方センチメートルを超える標本の場合は、100 立方センチメートル以上の面積を使って小片にカットすること。なお、溶液に対する接触表面積を 2 立方センチメートル当たり 1 平方センチメートルとする。

8.10.4 標本溶液の準備

(60±2)℃のエタノール溶液を、8.10.3 項に従った各場合の標本に入れる。ガラスを被せて又は蓋を閉めて(60±2)℃の温水槽に 30 分間浸し、取り出して放置して冷ます。その後、ピペットで当該溶液を 1 立方センチメートル吸い取り、孔径が 0.5 マイクロメートルのメンブレンフィルターで濾過する。その後ガスクロマトグラフ装置による分析を行う。

8.10.5 分析方法

8.10.5.1 8.10.2.3 項のメタクリル酸メチル標準溶液を容積 0.001 立方センチメートル分ガスクロマトグラフ装置に注入すると、メタクリル酸メチル標準溶液のクロマトグラムが得られる。

8.10.5.2 8.10.2.4 項の標本溶液を容積 0.001 立方センチメートル分ガスクロマトグラフ装置に注入すると、標本溶液のクロマトグラムが得られる。

8.10.5.3 標本溶液中のメタクリル酸メチルの曲線下面積を比較し、メタクリル酸メチル標準溶液の曲線下面積以下の場合、標本が所定の基準を満たしていると思えず。

付属書 A

サンプリング及び判定基準 (7.1 項)

- A.1 ここでいうロットとは、同一期間内に製造、納入又は売買される、同一方法により、同一原料から同一の色で作られる、同一種類のプラスチック容器を指す。
- A.2 サンプリング及び許容は、以下に定めるサンプリング計画に従うか、又は所定の計画と技術的に同等な他のサンプリング計画を用いること。
- A.2.1 一般特性、パッキング、マーク及びラベル試験のためのサンプリング及び許容
- A.2.1.1 表 A.1 で定める数量に従い、同一ロットからランダムサンプリングすること。
- A.2.1.2 4.1 項、5 項、6 項の各項目に適合しない標本の数量が、表 A.1 に定める許容量以下であること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。

表 A.1 一般特性、パッキング、マーク及びラベル試験のためのサンプリング計画
(A.2.1 項)

ロットサイズ 単位	標本サイズ 単位	許容量の数字
500 以下	8	1
501～3,200	13	2
3,201～35,000	20	3
35,000 超	32	5

- A.2.2 原料試験のためのサンプリング及び許容
- A.2.2.1 A.2.1 項の検査に合格した標本 1 単位を用いること。
- A.2.2.2 標本が 3 項の各項目に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。
- A.2.3 電子レンジ内での使用試験のためのサンプリング及び許容
- A.2.3.1 A.2.1 項の試験に合格した標本を 3 単位、用いること。
- A.2.3.2 各標本は、4.2.1 項に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。
- A.2.4 耐熱性試験のためのサンプリング及び許容
- A.2.4.1 A.2.1 項の試験に合格した標本を 3 単位、用いること。
- A.2.4.2 各標本は、4.2.2 項に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。

TIS 2493 PART 1-2554

A.2.5 耐衝撃性試験のためのサンプリング及び許容

A.2.5.1 同一ロットから 3 単位をランダムにサンプリングすること。

A.2.5.2 各標本は、4.2.3 項に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。

A.2.6 使用耐久性試験のためのサンプリング及び許容

A.2.6.1 同一ロットから 3 単位をランダムにサンプリングすること。

A.2.6.2 各標本は、4.2.4 項に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。

A.2.7 臭い及び味の試験のためのサンプリング及び許容

A.2.7.1 同一ロットから 5 単位をランダムにサンプリングすること。

A.2.7.2 各標本は、4.2.5 項に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。

A.2.8 留め具の試験のためのサンプリング及び許容

A.2.8.1 同一ロットから 3 単位をランダムにサンプリングすること。

A.2.8.2 各標本は、4.2.6 項に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。

A.2.9 安全特性試験のためのサンプリング及び許容

A.2.9.1 同一ロットから 20 単位量をランダムサンプリングして標本の集合を作ること。標本の量が足りない場合は、所定の標本の集合が得られるまで、同一ロットから追加のサンプリングを行うこと。

A.2.9.2 標本は、4.3 項の各項目に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。

A.3 判定基準

プラスチック容器の標本が A.2.1.2 項、A.2.2.2 項、A.2.3.2 項、A.2.4.2 項、A.2.5.2 項、A.2.6.2 項、A.2.7.2 項、A.2.8.2 項及び A.2.9.2 項の各項に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が本工業製品規格に適合するものと見なす。

付属書 B

安全に、かつ健康に害を及ぼさずに食品と接触できることを示す記号
(6.1 (8)項)

